

平成 22 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 日清医療食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 清和
(JASDAQ・コード 4315)
問合せ先 取締役総務本部長 丹野 譲二
TEL 03-3287-3611

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年11月5日開催の取締役会において、種類株式発行に係わる定款一部変更、全部取得条項（下記「I. 1 (1) ②」において定義いたします。）に係わる定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成22年11月26日に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 22 年 10 月 5 日付当社プレスリリース「株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、同日付当社プレスリリース「その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、ワタキューセイモア株式会社（以下「ワタキュー」といいます。）の完全子会社である株式会社ティ・エフ・ダブリュ（以下「ティ・エフ・ダブリュ」といいます。）は、平成 22 年 8 月 16 日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 22 年 10 月 4 日に終了しております。ティ・エフ・ダブリュは、本公開買付けの結果、平成 22 年 10 月 12 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、ワタキューの保有株式と合わせ、当社普通株式 70,974,010 株（当社の総株主の議決権の数に対する割合は 99.13%）を保有するに至っております。なお、当該割合の計算において、当社の総株主の議決権の数は、当社が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 39 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数である 714,887 個に、単元未満株式に係る議決権の数（上記第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の単元未満株式 108,800 株から、平成 22 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する単元未満自己株式 34 株を控除した 108,766 株に係る議決権の数である 1,087 個）を加えて、また、平成 22 年 3 月 31 日現在の自己株式の数から平成 22 年 6 月 30 日現在の自己株式の数の増加分に係る議決権の数（上記第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の自己株式 42,784 株から当社が平成 22 年 6 月 25 日に提出した第 38 期有価証券報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の自己株式 42,534 株を控除した 250 株に係る議決権の数である 2 個）を控除して、計算しております。

ティ・エフ・ダブリュ及びワタキューは、平成 22 年 8 月 12 日付ティ・エフ・ダブリュのプレスリリース「日清医療食品株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、グループ一体となった経営戦略の実践、更にはワタキューグループにおけるホールディングカンパニーの設立等（以下「ホールディングス化」といいます。）を含めたグループ内の再編を進めるにあたり、当社を非公開化することで、より迅速かつ柔軟にこれらを実践することが可能となり、ワタキューグループで提供可能な各種サービスを今まで以上に総合的に行うことができると考え、当社の完全子会社化を企図しているとのことです。

当社としましても、平成 22 年 8 月 12 日付当社プレスリリース「株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、グループ一体となった経営戦略の実践、更にはホールディングス化を含めたグループ内の再編を進めるにあたっては、非公開化することで、より迅速かつ柔軟にこれらを実践することが可能となり、ワタキューグループで提供可能な各種サービスを今まで以上に総合的に行うことができると考えております。すなわち、非公開化により、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち経営資源の選択と集中を進めると共に、潜在的な利益相反の問題など、上場会社であるこ

とに伴う各種の制約に捉われることなく、グループの一体化・シナジーの追求を推進することが可能となります。また、ホールディングス化を含めたグループ内の再編を進める過程においては、一部機能別に組織を統合する等、グループ内の経営資源をより一層有効活用することを目的としたダイナミックな施策が必要になる可能性もあり、当社が上場をしたままこれらを実行した場合には、短期的であるにせよ当社の経営に大きな影響が生じ、ワタキュー以外の当社の株主の皆様に対しても多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えております。

また、当社は平成 13 年に日本証券業協会に店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所（現 JASDAQ 市場。以下、株式会社大阪証券取引所が運営する JASDAQ 市場を「JASDAQ 市場」といいます。）に株式を上場しておりますが、近年、上場を維持するために必要な様々なコストの増大（会計基準の厳格化、J-SOX の導入、開示項目の増加、独立取締役の導入等）が見込まれる一方で、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達必要性が当面なく、当社は上場会社としてのメリットを十分に活かしてきていないものと考えております。

以上の協議・検討を経て、当社の完全子会社化及びホールディングス化に伴うメリットと当社株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、当社及びワタキューは、ワタキューグループが有する経営資源の更なる有効活用を促進する等のグループ・シナジーの更なる創出に向けて当社の完全子会社化を実行し、ワタキューグループのホールディングス化等の取り組みを大胆かつ迅速に実行していくことが、当社の経営基盤の強化及び企業価値向上のための最善の手段であるとの結論に至り、ひいては当社及びワタキューグループ全体の持続的な発展へとつながるものであると考えております。

以上の点を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、上記完全子会社化に必要な以下の①から③の方法（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記（2）に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 611,378 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 611,378 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、ティ・エフ・ダブリュ及びワタキュー以外の株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

当社では、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式取得の対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得てティ・エフ・ダブリュに対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 1,740 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件-1」は、本非公開化手続のうち①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、「定款一部変更の件-1」の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これ

まで当社は、当社定款第7条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認された時点でその効力を生じるものいたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、28,656万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、28,656万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、28,655万9,600株とし、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は400株とする。</u></p> <p><u>第6条の2（A種種類株式）</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第7条（単元株式数） 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第18条の2（種類株主総会）</u> <u>第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u> <u>2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議に、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にそれぞれこれを準用する。</u></p>

2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、本非公開化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部を更に変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を611,378分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、ティ・エフ・ダブリュ及びワタキュー以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更の効力が生じること並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成22年12月30日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

「定款一部変更の件-1」による変更後の定款	変 更 案
(新 設)	<u>第6条の3（全部取得条項）</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、A種種類株式を普通株式1株につき611,378分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げましたとおり、当社としては、ワタキューグループが有する経営資源の更なる有効活用を促進する等のグループ・シナジーの更なる創出に向けて当社の完全子会社化を実行し、ワタキューグループのホールディングス化等の取り組みを大胆かつ迅速に実行していくことが、当社の経営基盤の強化及び企業価値向上のための最善の手段であるとの結論に至り、ひいては当社及びワタキューグループ全体の持続的な発展へとつながるものであると考え、株主様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化手続を行うことといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本非公開化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を611,378分の1株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、ティ・エフ・ダブリュ及びワタキュー以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会

社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てティ・エフ・ダブリュに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,740円(本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

- (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
 会社法第171条並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を611,378分の1株の割合をもって交付いたします。
- (2) 取得日
 平成22年12月30日(木曜日)
- (3) その他
 「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に該当することとなり、平成22年11月26日から平成22年12月24日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年12月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程の概要(予定)

本非公開化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日公告	平成22年9月22日(水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成22年10月13日(水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年11月5日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催 場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館3階 トラストシティ カンファレンス・丸の内Room3+4 時間：午前10時開始	平成22年11月26日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)の効力発生日	平成22年11月26日(金)
当社普通株式のJASDAQ市場における整理銘柄への指定	平成22年11月26日(金)
当社普通株式のJASDAQ市場における売買最終日	平成22年12月24日(金)
当社普通株式のJASDAQ市場における上場廃止日	平成22年12月27日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成22年12月30日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年12月30日(木)

以上